



# 栗原市物価高騰支援 生活応援商品券

商品券の内訳 1,000円券×3枚

一般小売店等  
専用券2枚

大型店・一般小売店等  
共通券1枚



使用期限

令和6年

5月31日<sup>金</sup>

使用期限後の商品券の使用はできません。  
必ず、上記の使用期限内にご使用ください。

## 取扱店一覧



一般小売店等



大型店

商品券は左記のステッカーのお店でご使用いただけます

**専用券**は一般小売店等でのみ

**共通券**は一般小売店等および大型店

### 『栗原市物価高騰支援 生活応援商品券』ご使用上の注意

- この商品券は、『栗原市物価高騰支援 生活応援商品券』の取扱店でのみご使用いただけます。
- この商品券は、『専用券』は一般小売店等でのみ、『共通券』は一般小売店等および大型店にてご使用いただけます。
- この商品券は、一度に複数枚ご使用いただけます。
- この商品券をご使用の際は、必ず精算前に係員にお渡しください。
- この商品券の払い戻しや交換、再発行はいたしません。この商品券の盗難、紛失、滅失に対して発行者はその責任を負いません。
- この商品券は、現金との引き換えはできません。
- この商品券は、額面に満たないご使用の場合であってもおつりは支払われません。
- 商品券番号のない商品券は無効となります。
- 取扱店舗記載欄が記入済みの商品券は無効となります。
- 使用期限を過ぎた商品券は無効となります。
- この商品券の転売を禁止します。
- 取扱店一覧は栗原南部商工会ホームページでもご確認いただけます。

### 商品券で買えないもの

取扱店であっても、次に掲げる物品、サービス等の購入は本商品券の利用対象外となります。

- ◆出資や債務の支払いおよび金融商品の購入
- ◆他商品券等の金券、プリペイドカード、宝くじの購入および電子マネー等へのチャージ
- ◆切手、官製はがき、印紙の購入
- ◆仕入れ等の事業資金の支払い
- ◆国や地方公共団体への支払い(国税、地方税、使用料その他の公租公課)
- ◆たばこの購入
- ◆風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務への支払い

■栗原市物価高騰支援 生活応援商品券 [発行者] 栗原市 [事業受託] 栗原ブロック商工会連絡協議会

お問合せ先  
栗原市商工観光部産業戦略課  
事務局 栗原南部商工会

TEL.0228-22-1220  
TEL.0228-24-9559

栗原南部商工会ホームページ

くりはらなんぶ



# 『栗原市物価高騰支援 生活応援商品券』の使えるお店

## 鶯沢地区

### 一般小売店等

専用券と共通券をお使いいただけます。

事業所名	電話	住所
(株)後藤商会	55-2161	鶯沢南郷辻前95-8
ごとう商店	55-3177	鶯沢南郷辻前76-7
(有)佐藤電気商会	55-3514	鶯沢南郷北沢57-7
新橋屋	55-3535	鶯沢南郷下久保前94-1
千葉魚店	55-3515	鶯沢南郷辻前78-3
千葉燃料(株)	55-3540	鶯沢北郷菅原28
電器と設備のこんの	55-2247	鶯沢南郷下久保前4-6
HARBER barber shop	24-8368	鶯沢南郷辻前77-4
白鷺窯	55-2857	鶯沢南郷大伝寺2-3
昭ストアー	55-2046	鶯沢南郷下久保前6-5
(有)山田屋	55-2023	鶯沢南郷北沢向7-1
(有)山田屋石油	55-3534	鶯沢南郷五輪原36-4
食事処 だるま屋	55-2606	鶯沢南郷北沢50-10
ノースウェスト	—	鶯沢南郷柳沢2-3 細倉マインパーク

一般小売店等・飲食店 それぞれ、あいうえお順 (2024年1月26日現在)